

4 様式集に関する質問に対する回答

No.	ページ	項目	様式集に関する質問の内容	回答
1	2-2	応募者の構成表他	入札参加資格審査及び入札書・提案書類の押印は、神奈川県内に受任者を置く支店がある場合、受任者印でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
2	2-2	応募者の構成表	各企業の「担当者名」は、入札参加時の担当者と考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
3	2-7	入札参加資格要件確認書（建設業務）	<入札参加資格を証明する業務実績>を確認するための資料は、コリンズに登録してある「登録内容確認書」でよろしいでしょうか。	（様式2-7）に記載するとおり、業務実績が分かる資料（契約書等）を提出して下さい。
4	2-8	入札参加資格要件確認書（維持管理業務）	「※ 上記資格を証明する資料（証書の写し等）を添付すること。」とございますが、競争入札参加資格番号を証する資料等（通知書？）を添付すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
5	2-9	入札参加資格要件確認書（運営業務）	「※ 上記資格を証明する資料（証書の写し等）を添付すること。」とございますが、競争入札参加資格番号を証する資料等（通知書？）を添付すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
6	2-9	入札参加資格要件確認書（運営業務）	業務実績を確認するための書類として、指定管理者協定書の写しの提出を考えていますが、協定書は基本協定書（施設概要や業務内容等が記載）と年度協定書（指定管理料の額等が記載）のどちらの提出が必要かをご教示ください。	入札説明書10頁才運営企業(ウ)に示す内容が記載されている資料を提出してください。
7	2-10	入札参加資格要件確認書（その他業務）	統括管理業務の担当企業として参加する場合、本様式にて提出する形で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
8	2-10	入札参加資格要件確認書（その他業務）	「※ 上記資格を証明する資料（証書の写し等）を添付すること。」とございますが、競争入札参加資格番号を証する資料等（通知書？）を添付すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
9	2-11	入札参加資格審査の附属資料提出確認書	商業・法人登記簿謄本については、履歴事項全部証明書の提出でしょうか。	その理解で結構です。

4 様式集に関する質問に対する回答

No.	ページ	項目	様式集に関する質問の内容	回答
10		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	印鑑証明について質問です。当社代表者より支店の責任者へ委任の上、支店責任者の名前で入札参加資格を申請し、認定を頂いておりますが、付属書類として代表者の印鑑証明書と代表者から支店責任者への委任状を添付する形で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。なお、委任状の書式は、任意とします。
11		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	④消費税納税証明書、⑤法人住民税納税証明書及び⑥法人事業税納税証明書に関する提出資料は、どのような資料を提出すればよろしいでしょうか。	④消費税納税証明書、⑤法人住民税納税証明書及び⑥法人事業税納税証明書については、提出不要とします。このことから、(様式2-11)を修正します。 また、「入札説明書10頁エ維持管理企業の中で(ア)から(ウ)の全ての要件を満たさない者」又は「入札説明書10頁オ運営企業の中で(ア)から(ウ)の全ての要件を満たさない者」については、修正した(様式2-11)に記載する茅ヶ崎市固定資産税納税証明書及び法人住民税(市民税分)納税証明書を提出してください。
12		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	納税証明書は、本店所在地に係る証明書と当該支店に係るも証明書の両方必要でしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
13		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	法人住民税納税証明書について質問です。都道府県住民税納税証明書と市区町村住民税納税証明書の二つを付随書類として提出する形で間違いございませんでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
14		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	④～⑥の納税証明書について、納税額が示されたものなのか、未納の無い証明なのか、また必要年数についてもご指定があればご教示下さい。	質問No11の回答をご覧ください。
15		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	④消費税納税証明書は「納税証明書(その3-3)でよろしいでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
16		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	④消費税納税証明書は、直近事業年度1年分でよろしいでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
17		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	⑤法人住民税納税証明書は、直近事業年度1年分でよろしいでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
18		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	⑥法人事業税納税証明書は、直近事業年度1年分でよろしいでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。
19		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	納税証明書については、直近1年分という認識でよろしいでしょうか。	質問No11の回答をご覧ください。

4 様式集に関する質問に対する回答

No.	ページ	項目	様式集に関する質問の内容	回答
20		2-11 入札参加資格審査の附属資料提出確認書	消費税及び法人税の納税証明書は、何年分の提出を求められるのかをご教示ください。	質問No11の回答をご覧ください。
21		5-3g サービス購入費B-2提案書	表内イのスポーツ教室事業の実施業務とは、具体的に何を指すのか。また、サービス購入費として認められるスポーツ教室の範囲は。自由提案施設内のスポーツ教室も含まれるか。	スポーツ教室事業の定義は、要求水準書81頁「(3) スポーツ教室事業の実施業務」に記載するとおりです。スポーツ教室事業に係る費用はサービス購入費には含まれません。なお、(様式5-3g)の備考欄に以下を追加します。 「・スポーツ教室事業の実施業務に係る費用は見込まないこと。」
22		5-3i 利用料金収入の見込み	スポーツ教室事業の収入計上は、利用料金収入の見込み、もしくは、自由提案事業のどちらに収入計上すれば良いか。	スポーツ教室事業は独立採算で行っていただくため、教室参加費収入は、(様式5-3i)の利用料金収入、(様式5-31)の自由提案事業の収入いずれにも計上しないでください。また、スポーツ教室開催に伴う施設利用にかかる利用料金収入(指定管理者が受け取る収入)は、(様式5-3i)、(様式5-3j)、(様式5-3k)に記入してください。スポーツ教室開催に伴う施設利用にかかる施設利用料(スポーツ教室開催者が払う費用)は、(様式5-3k)に営業費用(運営費)として記入してください。
23		5-3k	＜サービス購入費＞ サービス購入費A-1(税抜き)は脚注の「・便宜上、サービス購入費のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期間内で対応させること。」のたとすとH26～27年度分の間確認と受けての建設一時金が平成27年度に記載されると考えますが間違いないでしょうか。	サービス購入費A-1(税抜き)は「平成27年度、平成28年度、平成29年度」に計上してください。(様式5-3k)を修正します。
24		5-3k	H26～27年度分の間確認に基づく建設一時金をSPCのH27年度売上計上することがあります。ご了承ください。	質問No23の回答をご覧ください。

4 様式集に関する質問に対する回答

No.	ページ	項目	様式集に関する質問の内容	回答
25		5-3k	脚注に「・ DSCRは優先ローンについて算出すること。」とあり、入札公告には 「14 落札者の決定方法等」 「(2)提案審査」 「(イ)提案書類の確認」 「c 事業計画の妥当性」に (b)借入金の返済能力(DSCR \geq 1.0) とありますが、一時的に1.0以下であっても、事業期間全体で1.0以上であれば問題ないでしょうか。供用初年度(平成29年度)の3/25引渡日に借入し、請負料等を翌年度に支払う場合、平成30年度のみDSCRが1.0を割り込む可能性があります。	DSCRは各年度とも1.0以上の事業計画としてください。
26		5-31 自由提案事業に係る長期収支計画表	「自由提案施設以外で実施する事業」とは入札説明書4頁に記載されている「本公園を利用して実施する自由提案事業」のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、(様式5-31)の記述を入札説明書の表現に合わせて、「自由提案施設内で実施する事業の収入計」、「本公園を利用して実施する自由提案事業の収入計」、「自由提案施設内で実施する事業の営業費用」及び「本公園を利用して実施する自由提案事業の営業費用」に修正します。
27		5-31	自由提案事業に関して、金融機関から借入を行わない場合、DSCRの算出等は不要という理解でよろしいでしょうか。	金融機関に限らず、例えばSPCの株主などから優先ローンで借入をする場合はDSCR等を算出してください。
28		9-2a 諸室別の開場時間・使用時間・利用料金の想定	総合運動場(個人利用)は、具体的にどのような利用を指すのか。	個人利用とは、利用登録済みの団体・個人が事前予約して施設を使用すること以外で個人が総合競技場を使用することをいいます。 なお、陸上競技などにおける個人利用が想定されます。
29		他	各様式に関連してより詳細な説明を要する場合の添付資料等を該当様式に添付することは可能でしょうか。	参考資料として添付いただくことは可能です。ただし、お示しする様式以外の資料は審査の対象となりません。
30		他	各様式の脚注(様式記入上の注意等)は入札の際、削除しても問題ないでしょうか。	その理解で結構です。
31		他	脚注に「・ 必要に応じて、項目を追加または細分化すること。」について、内訳を既に様式に記載がある項目通りに分離できないものは、やむを得ず纏めて記載する場合がございます。ご理解頂けないでしょうか。	原則として様式に記載する項目は記載してください。やむを得ず分離できないものについては、その理解で結構です。